

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日  
を定める規則【産業経済局観光にぎわい部門司港レトロ課】 3
- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則【産業経済局観光にぎわい部門司港レトロ課】 4

### ◇ 告 示

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 5

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大連友好記念館の供用時間を午前9時から午後5時までと定めることにしました。

この規則は、平成30年10月1日から施行することにしました。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年9月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第54号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北九州市条例第22号）の施行期日は、平成30年10月1日とする。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月19日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第55号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

旧門司三井倶楽部	午前9時から午後5時まで（多目的スペースは、午前9時から午後10時まで）	12月29日から翌年の1月3日までの日
----------	--------------------------------------	---------------------

を

」

「

旧門司三井倶楽部	午前9時から午後5時まで（多目的スペースは、午前9時から午後10時まで）	12月29日から翌年の1月3日までの日
大連友好記念館	午前9時から午後5時まで	—

に

」

改める。

付 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

北九州市告示第 399 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 9 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び平成 30 年 12 月 29 日から平成 31 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	平成 30 年 8 月 3 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所

門司区自転車放置禁止区域外	1台	平成30年 8月14日	
	1台	平成30年 8月21日	
	1台	平成30年 8月29日	
	1台	平成30年 8月31日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	34台	平成30年 8月8日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	24台	平成30年 8月22日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	19台	平成30年 8月3日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	平成30年 8月27日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	3台	平成30年 8月1日	
	2台	平成30年 8月2日	
	2台	平成30年 8月7日	
	4台	平成30年 8月10日	

	1 台	平成 3 0 年 8 月 1 6 日	
	2 台	平成 3 0 年 8 月 2 4 日	
	1 台	平成 3 0 年 8 月 2 7 日	
	3 台	平成 3 0 年 8 月 2 9 日	
	2 台	平成 3 0 年 8 月 3 0 日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	1 台	平成 3 0 年 8 月 1 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
	1 台	平成 3 0 年 8 月 3 日	
	7 台	平成 3 0 年 8 月 6 日	
	1 台	平成 3 0 年 8 月 8 日	
	1 台	平成 3 0 年 8 月 9 日	
	3 台	平成 3 0 年 8 月 1 4 日	
	3 台	平成 3 0 年	

		8月15日
	4台	平成30年 8月17日
	5台	平成30年 8月21日
	1台	平成30年 8月22日
	1台	平成30年 8月23日
	10台	平成30年 8月28日
	2台	平成30年 8月29日
	3台	平成30年 8月30日
	5台	平成30年 8月31日
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	平成30年 8月28日
モノレール徳力嵐山口停留場周辺地区自転車放置禁止区域	2台	平成30年 8月16日
	1台	平成30年 8月29日



小倉南区自転車放置禁止区域外	3台	平成30年 8月1日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	2台	平成30年 8月3日	
	4台	平成30年 8月6日	
	16台	平成30年 8月8日	
	2台	平成30年 8月9日	
	2台	平成30年 8月13日	
	1台	平成30年 8月15日	
	14台	平成30年 8月16日	
	3台	平成30年 8月21日	
	1台	平成30年 8月23日	
	2台	平成30年 8月28日	
	2台	平成30年 8月29日	

	1 台	平成 3 0 年 8 月 3 0 日	
若松区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成 3 0 年 8 月 1 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
	1 台	平成 3 0 年 8 月 6 日	
八幡東区自転車放置禁 止区域外	1 台	平成 3 0 年 8 月 2 0 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
	1 台	平成 3 0 年 8 月 3 1 日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6 台	平成 3 0 年 8 月 1 0 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	8 台	平成 3 0 年 8 月 2 0 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
	1 6 台	平成 3 0 年 8 月 2 4 日	
八幡西区自転車放置禁 止区域外	3 台	平成 3 0 年 8 月 1 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
	3 台	平成 3 0 年 8 月 2 2 日	
	6 台	平成 3 0 年 8 月 2 4 日	
	1 1 台	平成 3 0 年	

		8月28日	
J R九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	16台	平成30年8月9日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
J R戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	20台	平成30年8月21日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	6台	平成30年8月1日	
	2台	平成30年8月3日	
	3台	平成30年8月6日	
	1台	平成30年8月17日	
	4台	平成30年8月27日	